

7. 福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置について 箱崎ふ頭四丁目（廃プラスチック類・木くず破碎施設）

議案第12号関連

■付議理由

○建築基準法第51条の規定により、ごみ処理施設などの建築物を建築するにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁（福岡市）が都市計画上支障ないと認めて許可する必要がある。

○今回付議する施設は、産業廃棄物を燃料に再資源化するための施設であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。

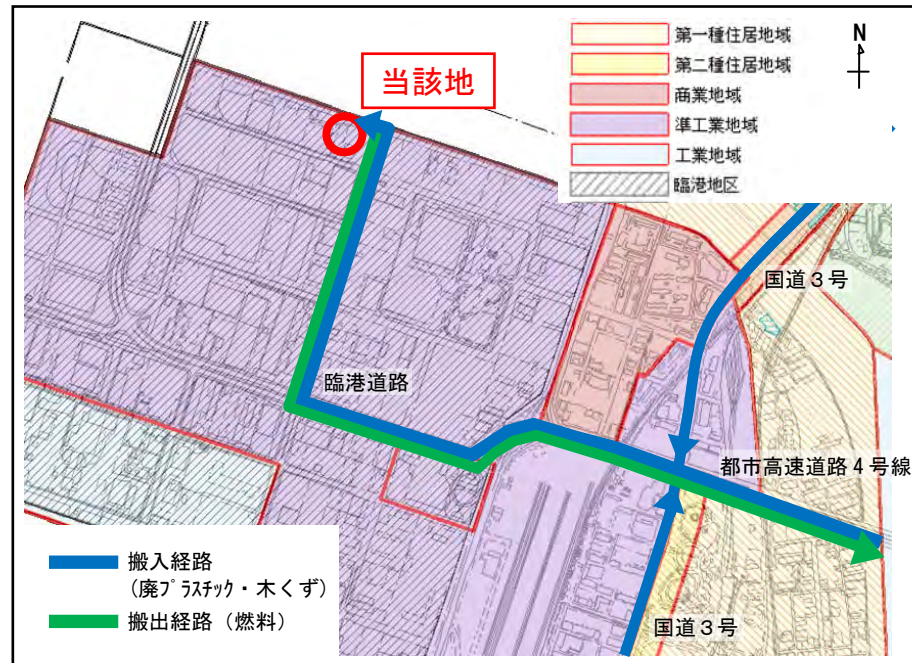
■当該地及び周囲の状況

○当該地は、東区箱崎ふ頭四丁目の臨港地区（工業港区）内にあり、周辺約500m内に住宅は立地していない。

■主な搬入・搬出経路

○市内各所の商業施設や建設現場から、国道3号や臨港道路を経て搬入される。

○本施設で製造した燃料は、都市高速道路4号線を経由して田川市にあるセメント工場に出荷する予定である。



■現在の施設概要

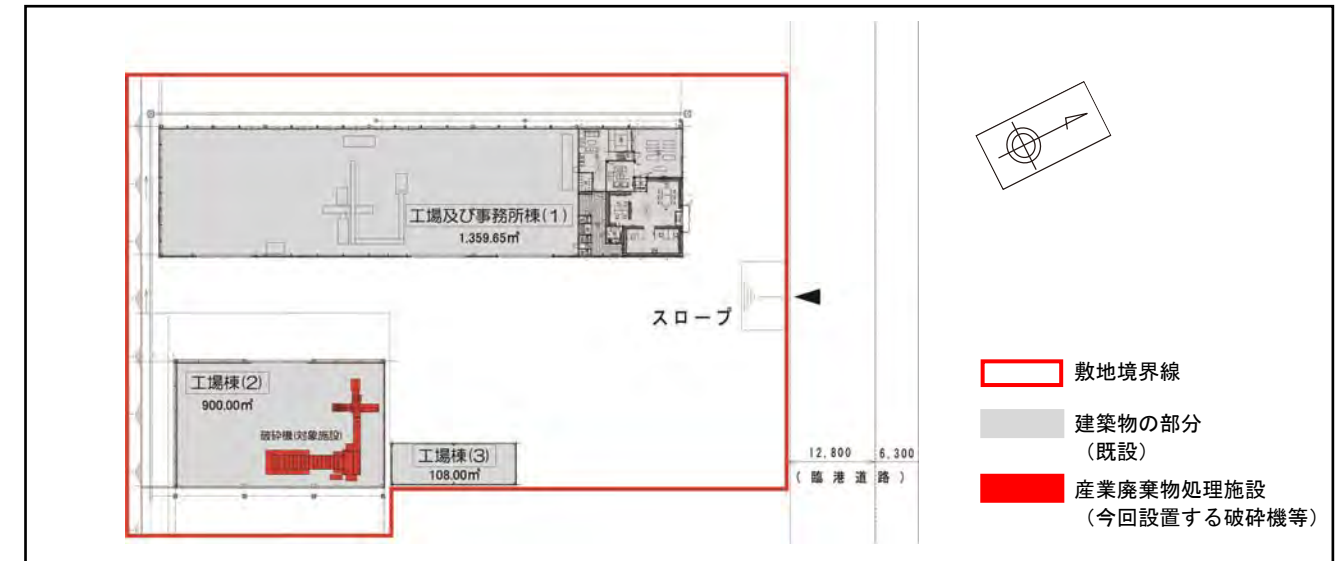
○本施設は、現在既に当該地において操業しており、商業施設等から発生する梱包材などの廃プラスチック類や、建設現場等から発生する解体材などの木くずを混ぜて破碎処理し、燃料に再資源化している。

○現在は、一日あたりの処理能力が5トンを超えず、許可不要である。

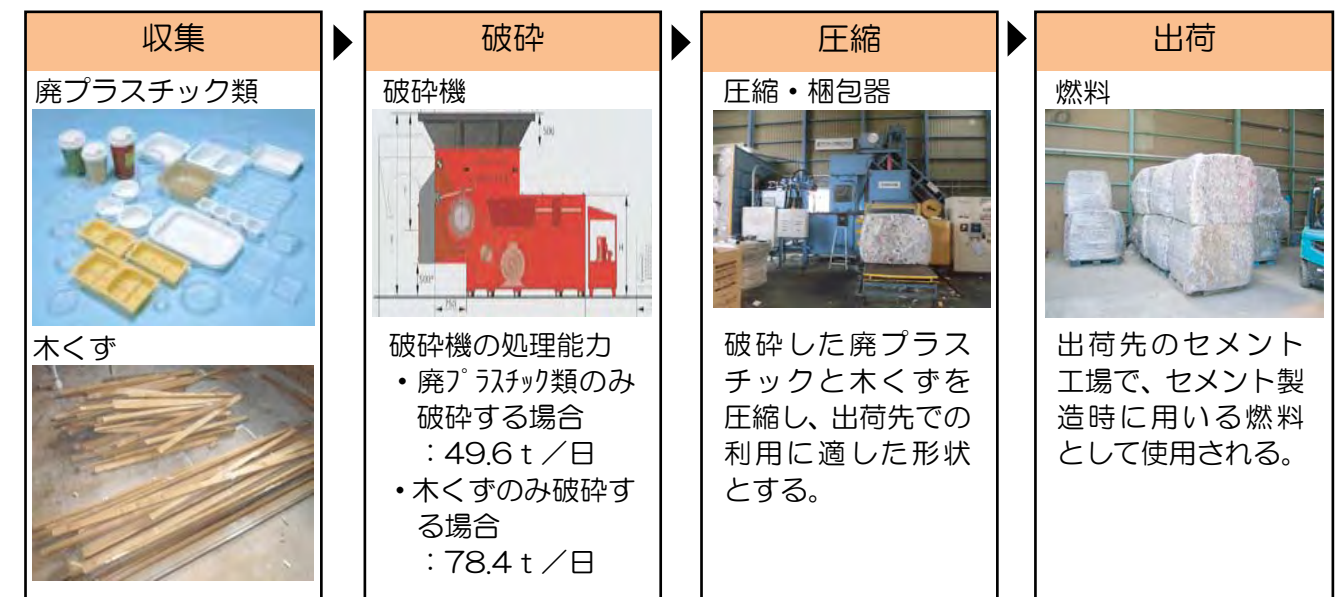
○今回、破碎処理施設を大規模なものに更新することから、処理能力が規定を超える為、許可を要することとなったものである。



■配置図兼1階平面図



■処理フロー（概要）



■生活環境への影響

○生活環境への影響について調査した結果、破碎機を屋内に設置するなどの対策を行うため、施設設置後の騒音・振動は現状とほとんど変わらないと予測される。

○運搬車両は臨港道路や幹線道路を通行する事から、生活道路を経由せず、生活環境への影響はほとんどないものと予測される

■今後のスケジュール（予定）

○平成27年2月	建築基準法に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可
○平成27年4月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可
○平成27年7月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可（変更）

7. 福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置について 東浜二丁目（がれき類破碎施設）

議案第12号関連

■付議理由

○今回付議する施設は、道路工事等で発生したがれき類（アスファルトがら、コンクリートがら）を道路の舗装材等に再資源化するための施設であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。

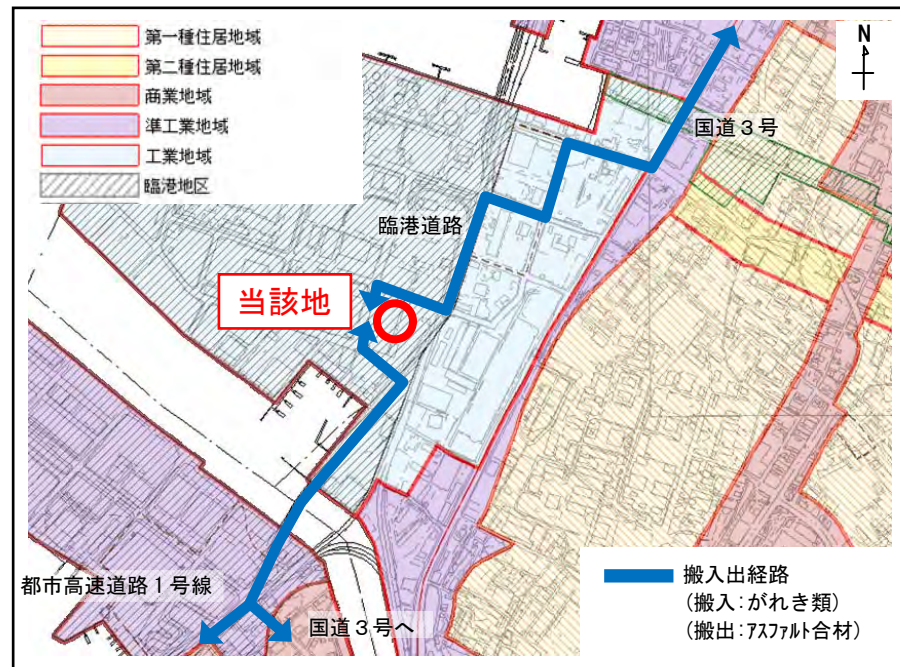
■当該地及び周囲の状況

○当該地は、東区東浜二丁目の臨港地区（工業港区）内にあり、周辺約100m内に住宅は立地していない。

■主な搬入・搬出経路

○市内各所の建設現場等から、国道3号、都市高速道路1号線や臨港道路を経て搬入される。

○本施設で製造したアスファルト合材は、主に市内各所の道路建設現場等に舗装材等として出荷する予定である。



■現在の当該地

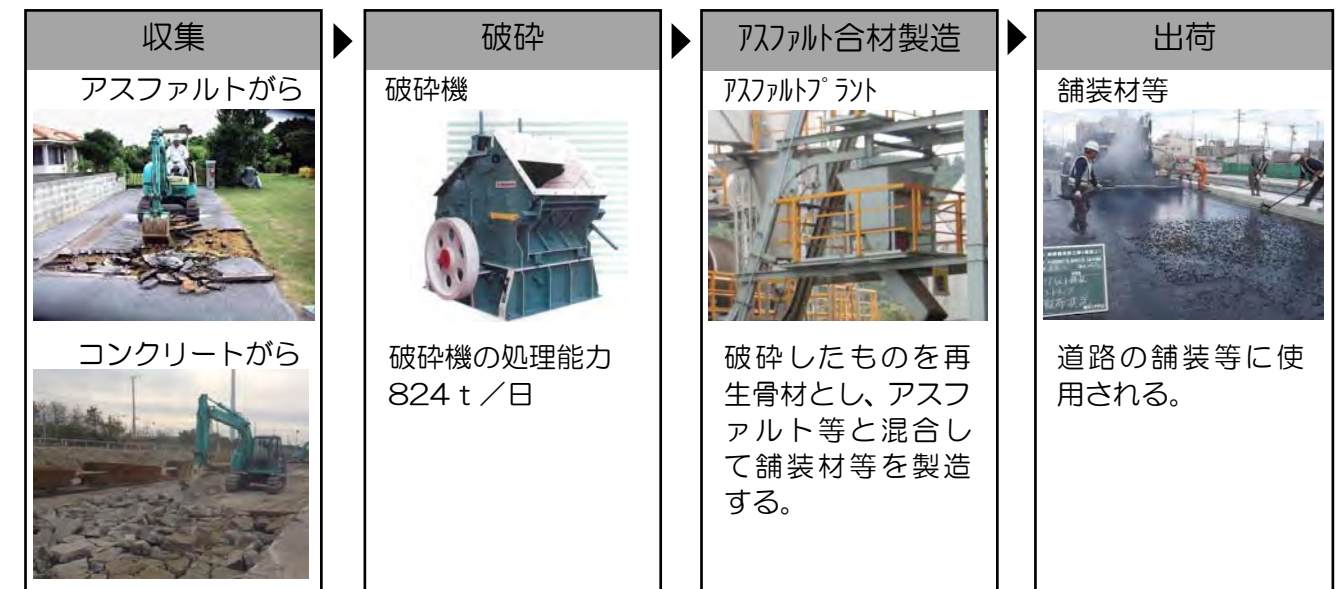
○現在の当該地は更地である



■配置図兼1階平面図



■処理フロー（概要）



■生活環境への影響

○生活環境への影響について調査した結果、破碎機を屋内に設置するなどの対策を行うため、施設設置後の騒音・振動は現状とほとんど変わらないと予測される。

○運搬車両は臨港道路や幹線道路を通行する事から、生活道路を経由せず、生活環境への影響はほとんどないものと予測される。

■今後のスケジュール（予定）

○平成27年2月 建築基準法に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可
 ○平成27年4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可
 ○平成27年12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可